

求えたるくひ物もくはずして、やゝ日數ふるまゝに、老の力いよくよはりて、今はたのもかたなく見へけり、僧かなしみの心ふかくして、たづね求れ共得がたし思ひあまりて、つやゝ魚取すべもしらねども、みづから川の邊にのぞみて、衣にたまだすきして魚をうかゞひてはえといふちいさき魚を一つ二つ取てもちたりけり、禁制おもき比なりければ官人見あひてからめとりて院の御所へゐて参りぬ、先子細をとはる、殺生禁制の世にかくれなし、いかでか其由を考らざらん、いはんや法師のかたちとして、其衣を著ながらこの犯をなす事、一かたならぬ科のがる所なしと仰含らるゝに、僧涙をながして申やう、天下に此制おもき事みな承る所也、たどひ制なく共法師の身にて此ふるまひ更にあるべきにあらず、但我年老たる母をもてり、只われ一人の外たのめるものなし、よはひたけ身おろへて、朝夕の喰たやすからず、我又家まづしく財もたねば、心のごとくにやしなふに力たへず、中にも魚なれば物くはず、此ごろ天下の制によりて、魚鳥のたぐひいよく得がたきによりて、身力すでによはりたり、是をたすけん爲に、心のをき所なくて、魚とる術も玄らざれ共思ひのあまりに川のはたにのぞめり、罪におこなはれん事、案のうちに侍り、但此取處の魚、今ははなつともいきがたし、身のいとまをゆりがたくば、この魚を母のもとへつかはして、今一度あざやかなる味をすゝめて、心やすくうけ給ひをきて、いかにも罷ならんと申に、是を聞人々涙をながさすといふ事なし、院聞しめして、孝養の心ざしあさからぬをあはれび感せさせ給て、さまざまの物共を馬車につみ給はせて、ゆるされにけり、とぼしき事あらば、かさねて申べきよしをぞ仰られけるとなり、

〔古事談亭宅諸道〕武則公助ト云古隨身アリケリ、何ヲ父何ヲ子トハ不分明父子之間也、右近馬場ノ騎射ワロク射タリトテ子ヲ勘當シテ、晴ニテ歐ケルニ逃去事モナクテ被打ケレバ、見人イカニ不逃シテ、カクハ被打ゾト問ケレバ、衰父ノ父若令逃者追ナドセン程ニ、若顛倒シナバ、極テ不